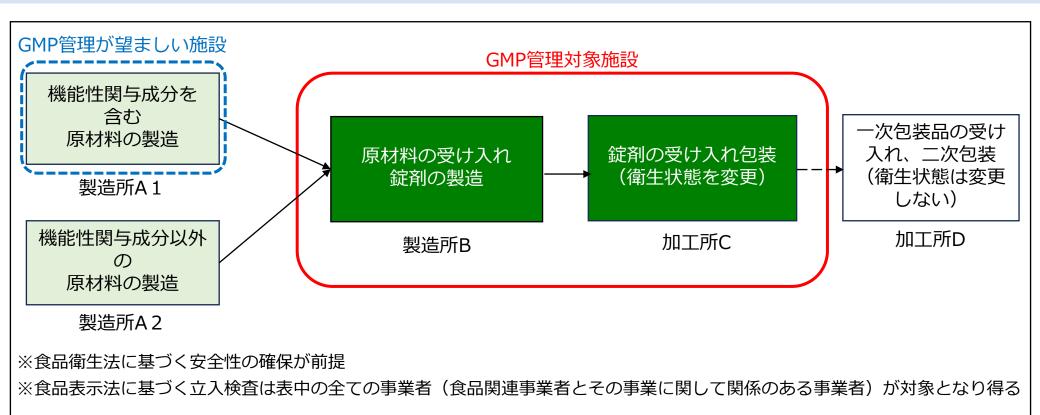
「天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等形状の加工食品である機能性表示食品の製造管理及び品質管理(GMP)に関する基準」(令和6年●月●日 内閣府告示)の対象範囲について 参考資料5-1 ~一般的なサプリメントの製造工程を例として~



(別添1)錠剤、カプセル剤等食品の原材料の安全性に関する自主点検及び製品設計に関する指針(ガイドライン) (令和6年3月11日付食品基準審査課長通知)に基づく安全性の確保

・・・・使用する原材料や成分そのものの安全性(毒性等)についての事前確認

(別添2)錠剤、カプセル剤等食品の製造管理及び品質管理(GMP)に関する指針(ガイドライン) (令和6年3月11日付食品基準審査課長通知)に基づく安全性の確保

···別添1により確認した原材料を用いた製品を適切に製造するための随時の製造管理及び品質管理(GMP)